

議案第10号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する交通事故処理中に発生した事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年9月19日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

甲 鳥取市 個人

乙 鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金37,067円を甲に支払うものとする。

また、乙は、損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わないものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和5年4月17日

(2) 事故発生場所

鳥取市吉成二丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県鳥取警察署所属の職員が、和解の相手方甲が所有する普通乗用自動車と和解の相手方乙が所有する自転車が衝突した交通事故現場に臨場した際、同自転車を移動させて写真撮影するに当たり、同職員の駐輪方法が不適切であったため、同自転車が倒れ、隣に駐車してあった同普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。